

議第 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 都市経営・総務委員会 12人

都市経営局、総務局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

(2) 市民・消防委員会 11人

市民局及び消防局の所管に属する事項

第2条第7号を次のように改める。

(7) 建築・都市整備・道路委員会 11人

建築局、都市整備局及び道路局の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

都市経営・行政運営調整委員会	都市経営・総務委員会
市民活力推進・安全管理委員会	市民・消防委員会
まちづくり調整・都市整備・道路委員会	建築・都市整備・道路委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

提 案 理 由

横浜市会事務局設置条例及び横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

上段 改正案
下段 現 行

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

都市経営・総務委員会

(1) _____ 12人

都市経営・行政運営調整委員会

総務局

都市経営局、_____、会計室、選舉管理委員会、人事委員会、監
行政運営調整局

議会局

査委員及び_____の所管に属する事項
市会事務局

市民・消防委員会

(2) _____ 11人

市民活力推進・安全管理委員会

市民局

消防局

_____及び_____の所管に属する事項
市民活力推進局 安全管理局

（第3号から第6号まで省略）

建築・都市整備・道路委員会

(7) _____ 11人

まちづくり調整・都市整備・道路委員会

建築局

_____、都市整備局及び道路局の所管に属する事項
まちづくり調整局

（第8号省略）

議員提出議案の取り扱い

項目		
1	議案発送	本会議（2月16日）席上配付
2	提案理由説明	省略
3	委員会付託	市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

(参考) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

5 議員提出議案について(H11.9.8)

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。